

大東建物管理株式会社（特定事業者） （不動産賃貸業等を行う事業者）

- 1 自らが管理する賃貸物件の清掃等の業務について、個人又は資本金の額が3億円以下である事業者と業務委託契約を締結し、当該事業者に継続して委託している。
- 2 前記1の事業者（以下「本件事業者」という。）に対して、平成26年4月1日以後消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までの単価（消費税込み）と同額に定め、当該単価に基づき、業務委託料金を算出して支払った。業務委託料金の算出方法は以下のとおり。

委託料金＝0,000円（Aアパート）×0回＋0,000円（Bアパート）×0回…＝0,000円（消費税込み）

- 3 公正取引委員会が調査開始の連絡をした後、平成27年2月までに、業務委託料金について消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件事業者との間で合意し、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を本件事業者に対して支払った。

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

賃貸物件の清掃等の業務を行う事業者 （特定供給事業者 約3,300事業者）